

広島市立広島商業高等学校
いじめ防止等のための基本方針

令和7年4月
広島市立広島商業高等学校

目 次

はじめに.....	1
第1 いじめ防止のための対策の基本的な方向に関する事項	
1. いじめの定義.....	2
2. いじめの特性.....	2
3. いじめの防止等に向けた基本的考え方.....	2
(1) 学校として	
(2) 生徒として	
(3) 保護者として	
(4) 地域の大人として	
第2 いじめの防止等に向けて本校が実施する取組	
1. いじめの防止等のための体制の構築.....	3
(1) 「学校いじめ防止委員会」の設置	
(2) 教育相談体制等の強化	
2. いじめの防止等に向けて本校が実施する取組.....	4
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) 認知したいじめへの適切な対応	
(4) 引継ぎの強化	
(5) 教職員の資質能力の向上	
(6) 関係機関との連携	
第3 重大事態への対処	
1. 重大事態の定義.....	6
2. 重大事態への取組.....	7
第4 「広島市立広島商業高等学校いじめ防止等のための基本方針」 の公表及び改定.....	7

はじめに

平成29年7月、広島市内にある学校という教育の場において、いじめを主たる原因として子どもが自ら命を絶つという、絶対にあってはならないことが起こってしまいました。

当該事案に係る広島市いじめ防止対策推進審議会の答申には、「二度と本件のようなことが起こらないよう、真に実効性のあるいじめ防止の取組を提言する。」という強い思いが込められており、このことを真摯に受け止め、提言の一つ一つを着実に実行するという強い決意を持って取組を推進しなければなりません。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

それゆえ、いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携し、「共に」いじめ防止に取り組むことが必要です。

広島市立広島商業高等学校（以下、「本校」という。）の生徒たちがいじめでつらい思いをすることがないように、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない。」との意識を堅持し、それぞれの役割と責任を果たすとともに、生徒自身も、安心して豊かな社会の集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない「一人一人の生徒にとって存在感を実感でき、安心して過ごすことのできる支持的風土」を醸成していく必要があります。

そこで、本校は、教職員はもとより、生徒、保護者、地域が一体となったいじめの防止等に向けての取組を進めていくことが重要であると考え、いじめ防止対策推進法第13条に基づいて策定された「広島市いじめ防止等のための基本方針」を参酌し、ここに「広島市立広島商業高等学校いじめ防止等のための基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、本校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ継続的に推進していきます。

第1 いじめ防止のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

特に、生徒が「心身の苦痛を感じている」か否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。

「好意」や「無意識」による行為でも心身の苦痛を与えれば法律上の「いじめ」となる。

これは、「いじめ」の定義を社会通念より大幅に広く定め、対応を徹底させることにより、「いじめ見逃しゼロ」を実現しようとするものである。いじめの防止等に向けた取組に当たっては、この法の趣旨についての共通認識を生徒、教職員のみならず地域住民、家庭、その他の関係者が持つことが重要である。

2. いじめの特性

いじめには、「大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われる」、「被害の告白自体、屈辱で自尊心を傷つけるもの」、「多くの生徒が入れ替わり被害・加害を経験する」、「繰り返し行われ、再発することも多い」等の特性があり、それを理解した上での対応が必要となる。

いじめは、日々、学校現場で発生する人間関係のトラブルに紛れ、当初は、いじめかどうか判断できない段階で対応を迫られたり、対応の中で新たな事実が判明したりすることも多い。このため、「正確な情報を速やかに集め、事実に基づき、機を逸することなく、児童生徒に適切な指導・支援をする」という生徒指導の基本が重要となる。

3. いじめの防止等に向けた基本的考え方

(1) 学校として

○ 教職員は、鋭い人権感覚をもち、生徒の不安や悩みのサインを見逃さず、いじめの兆候に対して、「いじめは人間として絶対に許さない。」との強い認識を持って、毅然とした態度で迅速かつ適切な対応をする。

また、生徒に寄り添って心情を受け止める「カウンセリングマインド」（受容の姿勢）、「カウンセリング技法」（つながる言葉かけ、傾聴）の習得を図る。

○ 各教科、特別活動等、全教育活動を通じて、生徒に命の大切さや思いやりの心を育むとともに、生徒の主体的ないじめ防止に向けた取組の充実を図る。

○ 生徒一人一人について理解を深め、生徒との信頼関係づくりに努め、生徒が教職員にいつでも相談できる関係づくりを進める。

○ 生徒のいじめについての現状、背景及び課題を適切に把握・分析し、いじめの未然防止や早期発見に生かす。

- いじめを把握した場合は、学校全体が一致協力のもとで早期対応を行う。また、必要に応じ、教育委員会が迅速に支援できるよう、速やかに教育委員会に報告する。
- 生徒の実態やいじめ等問題行動の状況、学校の対応等について、保護者や地域に積極的に情報を提供し、連携を図る。

(2) 生徒として

- 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめを生まない風土づくりに努める。
- 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。
- 仲間と協働して身の回りの問題解決を図り、その取り組みを振り返りながら互いに尊重し認め合える人間関係を作る。

(3) 保護者として

- どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめの根絶を目指し、互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(4) 地域の大人として

- 地域の大人は、学校の子どもの安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- 子どもの成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。

第2 いじめの防止等に向けて本校が実施する取組

1. いじめの防止等のための体制の構築

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条の規定に基づき、常設の組織（いじめ防止対策委員会）を置く。

〔構成員〕

校長・ 教頭 ・ 事務長 ・ 主幹教諭 ・ 生徒指導主事 ・ 教育相談・支援主任
 教務主任 ・ 各学年主任（1年～3年） ・ 厚生部主任 ・ 特別活動部主任
 特別支援教育コーディネーター ・ 養護教諭
 スクールカウンセラー ・ 他、必要に応じて校長が命じた者

(2) 教育相談体制等の強化

「生徒指導主事」と「教育相談・支援主任」との次のような役割分担と、的確な実態把握・情報共有・引継ぎ等を学年主任等と連携して行うことにより、校内組織体制の充実を図る。

ア 生徒指導主事

被害側の思いを尊重した対応と加害側への効果的な指導を組織的に行うに当たって、中心的な役割を果たす。

イ 教育相談・支援主任

支持的風土の醸成された学級づくりによる未然防止の取組を学校全体で進める中心的な役割を果たす。

「ふれあい相談窓口」の開設、生徒の希望を踏まえて相談相手の教職員を決定するなど、相談窓口を広げる工夫等を行い、生徒が少しでも相談しやすくなる環境を整える。

定期的な教育相談、状況に応じた随時の教育相談を組織的に実施する。相談は、学級担任だけでなく、相談内容に応じて教育相談・支援主任等が担当するなど段階的に行い、更に必要に応じてスクールカウンセラーや医療機関等につなぐ。

2. いじめの防止等に向けて本校が実施する取組

(1) いじめの未然防止

ア. 生命を尊重する態度や思いやりの心の育成

生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。

【具体的な取組】

- 各教科における協同学習の実施
- スクールカウンセラーによるエンカウンタプログラムの実施

イ. 自ら善悪を判断し行動する力の育成

いじめのない「楽しい学校づくり」に向けて、生徒が日常の問題を主体的に解決する生徒会活動の充実を図る。

総合的な探究の時間や特別活動等の時間の学習を通して、生徒のコミュニケーション能力の育成や情報モラルの向上を図る。

【具体的な取組】

- 生徒会が中心となった「楽しい学校行事づくり」(合唱祭、クラスマッチなど)
- 体験型学習を中心にライフスキル教育の実施

ウ. 家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない支持的風土」の醸成

家庭、地域、学校が連携し、多様な体験活動を充実させることや、いじめの防止に向けた市民参加の取組を推進する。

【具体的な取組】

- ふれあい活動推進による体験活動の実施
- PTAや地域住民を交えたホスピタリティ精神を養う行事の実施
(広島市商ピースデパートの開催)

(2) いじめの早期発見

いじめは、教員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から生徒の観察やアセス（学校環境適応感尺度）などの実施により生徒を深く理解し、生徒が示す変化や危険信号を見逃さない。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

【具体的な取組】

- いじめに関するアンケートの定期的な実施
- 「ふれあい相談窓口」の設置

(3) 認知したいじめへの適切な対応

いじめ（その疑いを含む。）を認知した場合、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに、「いじめ防止対策委員会」に報告して情報共有を行い、組織的に、事実関係の確認、対応方針の決定、具体的な対処を行う。

被害者側や情報提供者・仲裁者を徹底して守り通す。また、加害者側に対しては、その人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。加害者側への指導の効果が上がらない事案については、法的対応を含む段階的な手段を事前に準備し、指導の効果を見極めながら対応する。

いじめの解消の判断は、謝罪行為のみをもって行うのではなく、少なくとも「加害行為が3か月止んでいること」、「被害者側が心身の苦痛を感じていないこと」を確認した上で行う。

【具体的な取組】

- 生徒指導規則に沿った指導

(4) 情報引継ぎの強化

進級や就職・進学時の切れ目のない支援の実現に当たり、個々の生徒に係る情報の適切な管理を行うとともに、進級や就職・進学時の引継ぎの場の設定を行う。

また、教育委員会の引継ぎに係る指針に沿って、「特別な教育的支援を必要とする生徒」（生徒指導上の課題がある生徒、発達上の課題がある生徒、生活環境や生育歴に留意が必要な生徒）について、「個別の指導計画」や「教育相談研修会資料」等を活用し、確実な引継ぎを行う。これらの資料を日常の指導に活用し、指導結果を踏まえて、必要な更新を行う。

(5) 教職員の資質能力の向上

いじめの防止等に向けた生徒指導体制の充実のためには、全教職員が「生徒はどう感じているか」、「公平・公正な判断ができたか」、「生徒への接し方は適切だったか」等、常に自身を客観的に顧みて、謙虚に見つめ直すことを通じ、自身の「感性」や「人権感覚」を磨いていくことが必要である。また、いじめに対する職員の感度を高め、問題意識をもって適切な対応を図るための校内研修会を実施する。

いじめの防止等に係る研修は、個々の教職員が次のような姿勢を身に付けることを目標として行う。

ア. 生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において、全ての生徒が自他を尊重し、積極的に参加して活躍することができる望ましい集団をつくる。

イ. いじめを受けている生徒・情報提供者・仲裁者を徹底して守り通すことを言葉・行動・結果で示す。また、それに必要な知識・技術を習得する。

- ウ. いじめを受けている生徒を学校全体で守るため、当該生徒が発するどんな小さなサインも見逃さない。
- エ. いじめの特性を十分に理解し、いじめ事案を一人で抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、複数の教員の目（見守り）、見立て（事実の評価・方針検討）による組織的対応を行う。

（6）関係機関との連携

加害側への指導の効果が上がらない事案などには、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との適切な連携が必要であり、平素から、担当者の窓口交換や連絡会議の開催などにより、情報共有・行動連携を可能とするネットワークを構築する。

いじめのうち、暴行、傷害、強要、恐喝、窃盗、器物損壊、強制わいせつ等の犯罪行為として取り扱われるべきものは、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、早期に警察に相談する。特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるものは、直ちに警察に通報し、連携する。

加害側又は被害側が、虐待を受けている・非行がある・家庭環境上の理由で生活指導を要するといった「要保護児童」、保護者への養育支援を要する「要支援児童」（児童福祉法第6条の3）に当たる場合、児童相談所と連携する。

加害側又は被害側に、自閉症スペクトラム障害、注意欠如・多動性障害（ADHD）等の「発達上の課題」や、うつ病、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、統合失調症等の「精神疾患」、それらの兆候が認められる場合、いじめの原因の解明、児童生徒への支援等のため、保護者の意向を踏まえた上で、医療機関と連携する。

第3 重大事態への対処

1. 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項において、次の①又は②の場合と定められている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童（学校に在籍する児童又は生徒）等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①、②の「いじめにより」とは、生徒の被害等の要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。例えば、生徒が

- 自殺を企図した場合
- うつ病、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、統合失調症等の精神疾患を発症した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

などのケースが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、生徒

の状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、学校は、重大事態が発生したものと捉え、教育委員会への報告・事実関係の調査等に当たる。必要な調査に基づく事実確認をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2. 重大事態への取組

ア. 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

イ. 「いじめ防止対策委員会」を母体とした調査組織を設置し、教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

ウ. いじめを受けた生徒の保護者に調査の状況及び結果を随時、報告する。

エ. 調査の結果を踏まえ、同様の事態の再発防止のための取組を行う。

第4 「広島市立広島商業高等学校いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改定

「基本方針」は、本校ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、「いじめ防止対策委員会」で本校のいじめ防止等に向けた取組の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。